

監 査 報 告 書

平 成 23 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第6号
平成23年6月10日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

天宅陸行 印

塚本隆文 印

田中章博 印

越智一雄 印

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成23年3月31日から5月23日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 ・ 要 望 事 項	10
5 重 点 監 査 の 結 果 に つ い て	11
第3 指 摘 項 目 の 内 容	13
地 方 機 関 等	15

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し監査を実施した。

2 監査の対象

監査の対象とした75地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実 施 機 関 名	監 査 実 施 日
企画県民部 東播磨県民局	平成23年 5月19日、5月20日
北播磨県民局	平成23年 5月11日、5月12日
西播磨県民局	平成23年 4月26日、4月27日
広域防災センター	平成23年 5月 9日
健康福祉部 中央こども家庭センター	平成23年 5月20日
県立明石学園	平成23年 4月22日
食肉衛生検査センター	平成23年 5月23日
農政環境部 県立農林水産技術総合センター	平成23年 5月12日
教育委員会 播磨東教育事務所 外3機関 明石高等学校 外50校	平成23年 3月31日、4月20日、 4月22日、4月28日、5月 9日、 5月13日、5月20日、5月23日
公安委員会 明石警察署 外11署	平成23年 4月20日、4月28日、 5月13日、5月23日

なお、龍野実業高等学校は、平成23年 3月31日をもって廃止されている。

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は、11機関、22項目で、また、内容面では収入事務が10項目、支出事務が6項目で、これらで全指摘項目の約7割を占めている。

収入事務については、大学・高校奨学資金貸付金返還金などの収入未済や200万円以上の県税高額滞納等であることから、新規の滞納発生防止に努めるとともに、個々の状況に応じた積極的な徴収対策や債権管理の工夫を検討する等、収入の促進に引き続き努められたい。

このほか、支出事務や契約事務等で、基本的な確認等が不十分なことに起因していると考えられる事務処理誤りも引き続き発生していることから、基本に忠実な事務処理を心がけるとともに、これまで講じてきた対応策が十分に機能しているかの検証も行うなど、内部統制の確立に向けた取組になお一層努められたい。

なお、指摘事項のほかに、今回の監査を通じ、事務執行に関してより効果的かつ効率的に推進していくための取組方策等について「留意・改善・要望事項」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して特段の配意を願いたい。

2 指摘の状況

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	収入	支出	財 産	工 事 事 務	契 約 事 務	合 計	指 摘 項 目 の 内 容
東播磨県民局	4			1		5	15頁
北播磨県民局	1				1	2	16頁
西播磨県民局	3		1	1		5	16頁
中央こども家庭センター	1					1	17頁
食肉衛生検査センター		1				1	17頁
県立農林水産技術総合センター		2	1			3	17頁
播磨東教育事務所	1					1	18頁
明石高等学校		1				1	18頁
山崎高等学校		1				1	18頁
北はりま特別支援学校		1				1	18頁
赤穂特別支援学校					1	1	18頁
合 計 (11機関)	10	6	2	2	2	22	-

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

企画県民部	広域防災センター
健康福祉部	県立明石学園
教育委員会	県立教育研修所、県立図書館、県立考古博物館、明石南高等学校、錦城高等学校、明石北高等学校、明石城西高等学校、明石清水高等学校、明石西高等学校、農業高等学校、加古川北高等学校、加古川東高等学校、加古川西高等学校、加古川南高等学校、東播工業高等学校、西脇北高等学校、西脇高等学校、西脇工業高等学校、三木北高等学校、三木東高等学校、三木高等学校、高砂高等学校、高砂南高等学校、松陽高等学校、小野高等学校、小野工業高等学校、北条高等学校、播磨農業高等学校、吉川高等学校、社高等学校、多可高等学校、東播磨高等学校、播磨南高等学校、相生高等学校、相生産業高等学校、龍野実業高等学校、龍野高等学校、龍野北高等学校、赤穂高等学校、新宮高等学校、太子高等学校、上郡高等学校、佐用高等学校、伊和高等学校、千種高等学校、のじぎく特別支援学校、いなみ野特別支援学校、東はりま特別支援学校、播磨特別支援学校、西はりま特別支援学校
公安委員会	明石警察署、三木警察署、社警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、佐用警察署、宍粟警察署

3 主な指摘事項

指摘のあった11機関、22項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

- ア 200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると81,066,160円減少（減少率36.7%）しているものの、140,045,290円となっている。（東播磨県民局40,113,826円、北播磨県民局49,156,400円、西播磨県民局50,775,064円）
- イ 児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、前年度同期と比較すると204,998円減少（減少率1.7%）しているものの、11,736,242円となっている。（中央こども家庭センター）
- ウ 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると1,070,335円減少（減少率8.1%）しているものの、12,166,771円となっている。（東播磨県民局5,949,940円、西播磨県民局6,216,831円）
- エ 大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、前年度同期と比較すると2,171,830円減少（減少率0.8%）しているものの、271,371,150円となっている。（播磨東教育事務所）

(2) 契約事務について

契約金額が200万円以下の場合など、契約書の作成を省略できる場合においても、契約の適正な履行を確保するため特に必要があると認められるときは、請書を提出させなければならないとされているが、相手方から提出された請書の内容確認を怠り、見積合せにより決定した内容と異なる請書を徴したため、証拠物件としての適正を欠くものとなっていたものが、1件あった。（赤穂特別支援学校）

(3) 占・使用許可事務について

道路の高架下に自動車駐車を設置する場合に係る道路占用料については、道路占用料の徴収等に関する条例により、近傍類似の土地の時価を基に算定することとされているが、占用許可更新時に、時価の確認を行うことなく、従前の許可時における時価により占用料の計算を行ったため、道路占用料が、10件、273,560円過大徴収となっていた。（東播磨県民局）

4 留意・改善・要望事項

財務に関する事務の執行等に関連した留意・改善・要望事項は次のとおりである。

(1) 支出事務について

今回の報告において、電気料金の入金口座を誤り早収期限内に口座振替ができなかったため、電気供給約款に規定されている遅収料金との差額（遅収加算額）を徴収されているものが、1件（86,246円）あった。

この遅収加算額については、入金口座の十分な確認を行っていれば本来支払う必要のない経費であり、第2次行革プランに基づき、経費の削減に取り組んでいるところであることから、今後このような不必要な支出が発生することのないよう、チェック体制のあり方について再認識するとともに、効果的・効率的な事務処理に留意されたい。

(2) 工事関係事務について

今回の報告において、設計誤りについて指摘しているものが、2機関（3事務所）あり、これらは、数量計算時におけるコンクリート打設量の桁数誤りや、撤去した建物に係る耐用年数の適用区分誤りなど、単純な誤りにより発生したもので、十分な確認により防ぐことが可能な誤りであったと考えられる。さらに、指摘のあった事務所の中には3年間で150万円余りの設計誤りをしているところもある。

これまでも、設計図書審査チェックシートの活用や複数職員による的確な審査等の対応がなされているところではあるが、これら対応策の検証も含め、実効性あるチェック体制の強化になお一層努められたい。

(3) 契約事務について

主な指摘事項に記載しているとおり、見積合せにより決定した内容が正確に記載されていない請書を徴していたもののほか、契約書に部分払条項を追加することなく、部分払を行っているとの指摘もあった。

これらの誤りは、契約担当者などにより、契約書等の作成時あるいは受領時に十分な確認が行われていない等、チェック体制の有効性が十分確保されていないことも要因の一つと考えられる。このため、再発防止に向け、研修等を通じて契約担当者が契約書等を作成する目的や効力などについて再認識するとともに、「誤りは常にある」という認識を持ったチェックを行う等、内部統制の確立に向けた取組になお一層努められたい。

5 重点監査の結果について

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査するに当たり、毎年度、重点的に監査する項目を定め、当該項目について濃密な監査を実施している。

平成22年度は、「補助金」(全庁共通)並びに「不動産取得税の課税事務」(県税事務所)及び「工事請負契約のうち変更契約に係る事務」(土木事務所)を重点監査項目として実施した結果、今後改善を要するものが次のとおりあった。

なお、平成23年度においては、不適正な経理処理に係る再発防止策(平成22年12月24日通知)の徹底状況について、重点監査項目として検証することとしているので、適正な経理事務の執行に留意されたい。

(1) 補助金

ア 補助事業者に対して適切な指導をすべきもの

- ・ 補助事業終了後も補助事業者が引き続き活動を続けていくことが期待される事業において、助成期間中に行うべき自主財源の確保策や担い手の育成等、今後の事業継続に向けた取組が課題となっている事業者があった。(県民交流広場事業、里山ふれあい森づくり事業)
- ・ 備品管理が適正に行われていなかったものや翌年度への繰越に必要とされている手続が行われていないもの等、要綱等に基づく適正な事務処理が行われていないものがあった。(県民交流広場事業)

補助事業者に対する指導を徹底するとともに、市町に対しても事業の継続に向けた協力体制の整備を働きかけるなど、適正かつ効果的な事業となるよう、支援・指導に努められたい。

イ 実績確認において留意すべきもの

- ・ 補助事業者から実績報告書の提出があった場合には、補助事業の実績が正確か、成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか等について確認を行う必要があるが、これらの確認が不十分なまま補助金を支出しているものがあった。(里山ふれあい森づくり事業、環境体験事業及び自然学校推進事業)

より効率的かつ効果的な実績確認を行えるよう、事務処理の改善に努められたい。

ウ 要綱改正等取扱いにおいて留意すべきもの

- ・ 現行の要綱等に添付書類などの具体的明記がないため、各事務所での取扱いが異なっているものがあった。(県民まちなみ緑化事業)
- ・ 毎年類似のイベントを実施している同一団体への複数年にわたる補助や、周辺からの視認可能性という要件のある個人所有地への補助に当たり、事業趣旨に配慮した採択について留意すべきものがあった。(商店街活性化事業、県民まちなみ緑化事業)

事業趣旨に配慮した採択にも十分留意しつつ、住民の要望を踏まえた積極的な事業推進を行うとともに、事務所間での取扱いに差が生じない要綱等の改善も検討されたい。

(2) 不動産取得税の課税事務

新築家屋に係る評価を行う際に、エレベーターの補正係数やガラスの数量を誤ったため、課税誤りとなっていた（過大課税15,400円、過少課税6,700円）。

チェック体制を強化し、適正な事務処理に努められたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

企画県民部関係

東播磨県民局

加古川県税事務所

収税事務について

平成22年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は12人、総額は40,113,826円である。

加古川健康福祉事務所

収入の促進について

平成22年度（12月末現在）における未熟児養育医療費負担金等の収入未済は、60件、1,146,809円で、うち滞納繰越分は、36件、684,758円である。

加古川土木事務所

1 収入の促進について

平成22年度（12月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は31件、総額は5,949,940円で、うち滞納繰越分は、16件、4,828,630円である。

2 占・使用許可事務について

道路占用料が、10件、273,560円過大徴収となっていた。

3 工事関係事務について

公共事業道路橋りょう事業の設計が、1件、136,500円過大設計となっていた。

北播磨県民局

加東県税事務所

収税事務について

平成22年度（12月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、その人数は6人、総額は49,156,400円である。

加東土木事務所

契約事務について

部分払をした道路改築工事に係る契約で、部分払条項のない契約が、1件（契約額91,350,000円）あった。

西播磨県民局

総務企画室

物品の損傷について

平成22年7月14日に自損事故により、公用車1台を損傷していた。

龍野県税事務所

収税事務について

平成22年度（11月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は9人、総額は50,775,064円である。

龍野健康福祉事務所

収入の促進について

平成22年度（11月末現在）における生活保護費弁償金等の収入未済は、20件、1,108,670円で、うち滞納繰越分は、14件、130,660円である。

光都土木事務所

1 収入の促進について

平成22年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は48件、総額は6,216,831円で、うち滞納繰越分は、27件、2,698,301円である。

2 工事関係事務について

地域自立活性化交付金事業等の設計が、1件、297,150円過大設計、1件、490,552円過少設計となっていた。

健康福祉部関係

中央こども家庭センター

収入の促進について

平成22年度（12月末現在）における児童福祉施設弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は744件、総額は11,736,242円で、うち滞納繰越分は、593件、10,066,567円である。

食肉衛生検査センター

経理事務について

時間外勤務手当が、15件、69,488円過少支給となっていた。

農政環境部関係

県立農林水産技術総合センター

1 経理事務について

- (1) 給料等が、2件、111,704円過大支給となっていた。
- (2) 電気料金の遅収加算を、1件、86,246円徴収されていた。

2 物品の損傷について

平成22年2月26日に接触事故により、公用車1台を損傷していた。

教育委員会関係

播磨東教育事務所

収入の促進について

平成22年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は3,210件、総額は271,371,150円で、うち滞納繰越分は、2,872件、237,148,220円である。

明石高等学校

経理事務について

扶養手当等が、3件、144,072円過少支給となっていた。

山崎高等学校

経理事務について

通勤手当が、1件、53,580円過大支給となっていた。

北はりま特別支援学校

経理事務について

（節）備品購入費で支出すべき教職員用机及び椅子の購入代金、2件、236,460円が、
（節）需用費で支出されていた。

赤穂特別支援学校

契約事務について

格子フェンス改修工事に係る契約で、見積合せにより決定した内容と異なる請書を徴している契約が、1件（契約額1,050,000円）あった。